

## 審査結果の要旨

(1) 研究の目的に意義や独創性があるか。

本研究「近代日本における災害救済と障害・疾病等を有する子どもの特別教育史研究—濃尾震災（1891年）を中心として—」（序章・終章および本論2部構成8章の全10章）は、「災害と子ども被災・救済の特別教育史」分野の開拓をめざし、過去の代表的な災害における救済のあり様を、社会的弱者、特に子ども（孤児・障害児含む）の被災の実態について歴史的検証を行うことを目的としたものである。特に近代国民国家の成立期に起きた濃尾震災を事例に孤児や障害児者を対象とした救済保護の実態、またその後の障害児教育保護システムの成立に与えた影響の如何についても検討した。

具体的には、国民国家形成期の明治日本社会と明治期の災害の関係性を明らかにしながら、歴史のなかで災害に晒される子どものいのちと発達を考えるため、濃尾震災による学校教育システム・児童生徒への影響に関する実態解明、濃尾震災を契機とした児童保護救済事業に関する実態解明を行いながら、子ども（孤児・障害児含む）の被災と救済・教育保護活動の実態を検討した。これらの解明は従来の研究にはない点であり、本研究の大きな独創性として認められた。

(2) 研究の方法は当該学問分野において妥当なものか。

収集した史資料の検討を通して、孤児・障害者・学校児童等の被災実態と、それに応じて多様な救済・教育保護活動が誕生した経緯を示した。各救済における社会的背景の丁寧な分析や被災当事者の視点からの分析を試みながら、災害時における「いのち・生存の危機」への教育的営為の誕生とその後の障害児教育保護システム成立との関係も検討した。

具体的には、①先行研究のレビューを通して、明治期の子どもを中心とした社会的弱者救済・施設史研究を概観し、濃尾震災発生前後の児童救済の動向を把握した。②国民国家形成期の社会と災害の関係性を概観するために、明治政府や地方行政による災害対応とその課題について検討した。③濃尾震災による子どもや学校教育システムへの影響に関して、震災に伴って様々な困難を抱えることとなった子どもの状況、各地域での教育復興の過程とその課題を検討した。④濃尾震災を契機とした児童保護救済事業について検討を行った。孤児（孤女）の保護救済活動が障害児教育保護の取り組みへと分化していった石井亮一の「滝乃川学園」、石井十次の「震災孤児院」、盲学校設立へと繋がる森卷耳とA.F.チャペルの「鍼按練習所」等の設立経緯、盲啞院設立へとつながる長崎慈善会の取り組み等について検討を行った。⑤研究の総合的考察として上記で行なった分析をもとに、過去の災害において露呈した子ども・社会的弱者の生命の位置づけの歴史的課題を明らかにし、その中で誕生する救済・教育的保護活動の意義を検討した。

こうした研究方法は、特別支援教育・特別ニーズ教育における歴史研究として妥当な研究方法を採用していると評価された。

(3) 研究資料やデータの収集と分析が適切になされているか。

①「濃尾震災による被害の実態・行政対応」：岐阜県歴史資料館や岐阜市歴史博物館などで得られた史資料等を用いている。②「学校被災の実態」：岐阜県の学校被災については県内の複数の小

学校などで保存されている『震災小誌』などの史資料等を用いている。愛知県の学校被災については愛知県公文書館に収蔵されている学事資料等を用いている。③「民間篤志家による児童保護・障害児者救済事業、被災孤児等の実態」：石井十次の孤児救済に関しては石井記念友愛社の史資料を中心に用いている。石井亮一の孤児救済に関しては、滝乃川学園資料室・日本聖公会史料室などの史資料を用いている。森巻耳らによる被災盲人救済に関しては、岐阜県立盲学校や桃山学院史料室などの史資料等を用いている。長崎における震災義援活動等に関しては、長崎県立盲学校や長崎歴史文化博物館などの史資料を用いている。

こうした史資料の丁寧な検索・収集と検討は、濃尾震災による被災の実態と孤児や障害児者を対象とした救済保護の実態を捉えるうえで、適切な研究方法であると評価された。

(4) 研究の考察と結論が妥当であり、学術的な水準に達しているか

濃尾震災においては、行政による救済の早期打ち切りなども含めて、まさに近代日本における「子ども存在の軽視、子ども・障害児者など社会的弱者の生命・生存保障という視点の欠落」を縮図的に示した。それでも民間篤志家による救済の営みのなかで、より特別な配慮が必要な存在について着目され、孤女学院や鍼按練習所、長崎慈善会などが誕生した歴史的意義は大きく、そこから発展した教育的営為は日本の障害児教育保護システムの源流の一つとして評価できるものである。本研究の考察と結論は妥当であり、十分な学術的水準に達していると評価できる。

(5) 取得学位にふさわしい意義や成果が認められるか

本研究は濃尾震災を事例に、従来の教育史研究のなかで十分に検討されてこなかった災害時における社会的弱者の被災・救済の具体的な実態を検討した。教育機会の喪失、貧困・飢餓状態にあることに加え、孤児は家族との関係性・愛情の全てを喪失し、心身の傷つきを含む種々の発達困難を抱えていた。災害と子ども被災・救済に関して一つの災害を横断的に検討したことによるこれらの研究成果は、従来の研究にはない独自性であり、大きな学術的成果であると評価できる。

以上の点を総合的に判断し、審査委員会は全員一致して、本学位申請論文は東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の博士（教育学）学位授与に十分に相応しい研究であると判定した。